

令和5年度補正

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 追加募集 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
130 12-9	注9： (追記)	<u>なお、必須項目が記載されている購入を証する書類（注文書等）を提出した場合は、実績報告までに（1）電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。</u>

令和5年度補正

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 追加募集 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
123 12	注2：「既存の分譲または賃貸マンション等」とは、 <u>とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。</u>	注2：「既存の分譲または賃貸マンション等」とは、 <u>交付申請時点で住民が入居済みのマンション等のことをいう。</u>

令和5年度補正

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 追加募集 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
59	実施状況等報告	状況等報告
76		
77		
91		
126		
130		
171		
176		
5-13		
5-20		
5-21		
7-3		
12-3		
12-9		
17-2		
18-2		

ページ・ 項目	改 訂 前	改 訂 後
171 17-2	<p>申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、充電設備設置の<u>実施</u>状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、オンライン申請システムの「<u>実施状況等報告</u>」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、報告する必要があります。</p> <p>なお、オンライン申請システムの利用終了後は、「<u>実施状況等報告書（様式J32）</u>」をセンターが要求する期日までに原本を郵送で提出する必要があります。</p>	<p>申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、充電設備設置の<u>遂行</u>状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、オンライン申請システムの「<u>状況等報告</u>」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、報告する必要があります。</p> <p>なお、オンライン申請システムの利用終了後は、「<u>状況等報告書（様式J32）</u>」をセンターが要求する期日までに原本を郵送で提出する必要があります。</p>